

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護

- ★ 介護保険法に定める事項（下表）に変更があったときは、変更日から 10 日以内にその旨を届け出る必要があります。
- ★ 運営規程中の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに届出を行うこととします。

【変更の届出が必要な事項と提出書類の一覧表】

変更届出書 (様式第2号)の 「変更があった事項」欄		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		付表	勤務形態一覧表	誓約書	事業所位置図	登記事項証明書	事業所平面図	経歴書	運営規程	契約書・協定書等	介護支援専門員一覧
1	事業所の名称	○							○		
2	事業所の所在地	○			○		○		○		
3	申請者の名称			○		○					
4	主たる事務所の所在地			○		○					
5	代表者の氏名・住所及び職名			△1		○		○			
6	登録事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)					○					
7	事業所の建物の構造、平面図及び設備の概要	○					○				
8	事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	○	○					○			
9	運営規程	○	△2						○		
10	協力医療機関の名称及び協力医療機関との契約の内容	○								○	
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院との連絡体制及び支援体制									○	
12	介護支援専門員の氏名及び登録番号		○					○			○

○印：変更届出書（様式第2号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類

△1印：代表者の姓・住所又は職名の変更のみである場合は不要

△2印：変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は不要

提出書類	留意事項
② 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧表と異なる場合は、「資格証の写し」を添付。
⑧ 運営規程	新旧の変更箇所を明示したもの。